

改正後	改正前
<p>（削除）</p> <p>第七條 （略）</p> <p>（法第十六条第四項の国土交通省令で定める者）</p> <p>第八條 法第十六条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者</p> <p>二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第五条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く）。</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずる者</p> <p>（法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法）</p> <p>第九條 法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。</p> <p>第十條 （略）</p> <p>第十一條 （略）</p>	<p>第七條 削除</p> <p>第八條 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第九條 （略）</p> <p>第十條 （略）</p>

(法第二十七条第六項の規定による承認)

第十二条 (略)

- 一 (略)
- 二 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第九条第一項に規定する金額(法第二十九条第二項の規定により事業主体が条例で公営住宅の明渡し請求に係る収入の基準を別に定める場合にあつては、当該条例で定める金額)を超える場合

三 (略)

2 (略)

(削除)

(管理の特例に係る技術的読替え)

第十八条 法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第十条、第十一条及び第十二条第一項中「事業主体」とあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。

(権限の委任)

第二十四条 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる権限(第一号に掲げる権限にあつては、公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合に係るもの)に限り、第七号及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一条第二項の規定により国土交通大臣が自ら国の補助金の交付の決定を行う又は行つた事業に係るものに限る。)については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇九 (略)

(法第二十七条第六項の規定による承認)

第十一条 (略)

- 一 (略)
- 二 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第九条第一項に規定する金額を超える場合

三 (略)

2 (略)

第十二条 削除

(管理の特例に係る技術的読替え)

第十八条 法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第九条、第十条及び第十一条第一項中「事業主体」とあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。

(権限の委任)

第二十四条 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号及び第六号から第八号までに掲げる権限(第七号及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一条第二項の規定により国土交通大臣が自ら国の補助金の交付の決定を行う又は行つた事業に係るもの)に限る。)については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇九 (略)

十 令第十二条第一項後段の規定による承認をすること。

十 令第十二条第一項後段の規定による承認をすること。

改正後	改正前
<p>（交付金の額）</p> <p>第六条 法第七条第二項の交付金は地域住宅計画を作成する地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、次に掲げる式により算出された額を限度とする。</p> $\{(N_1 + N_2) \times Ch + \sum Cn\} \times 0.5$ <p>〔この式において、<math>N_1</math>、<math>N_2</math>、<math>Ch</math>及び<math>Cn</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。〕</p> <p><math>N_1</math> 地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内に存する公的賃貸住宅等（法第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等をいう。以下この項において同じ。）のうち、計画期間終了の日までに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十三条第一項の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の二分の一を経過している住宅その他の住宅としての機能が相当程度低下している住宅として国土交通大臣が定めるものの戸数</p> <p><math>N_2</math> 地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）の戸数</p> <p><math>Ch</math> 公的賃貸住宅等の整備に要する一戸当たりの標準的な費用として国土交通大臣が定める額</p> <p><math>Cn</math> 地域住宅計画に基づき整備される公共公益施設（法第二条第二項に規定する公共公益施設をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該公共公益施設の規模及び単位規模当たりの標準的な整備費を基礎として、国土交通大臣が定める方法により算出した当該公共公益施設の</p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第六条 法第七条第二項の交付金は地域住宅計画を作成する地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、次に掲げる式により算出された額を限度とする。</p> $\{(N_1 + N_2) \times Ch + \sum Cn\} \times 0.5$ <p>〔この式において、<math>N_1</math>、<math>N_2</math>、<math>Ch</math>及び<math>Cn</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。〕</p> <p><math>N_1</math> 地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内に存する公的賃貸住宅等（法第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等をいう。以下この項において同じ。）のうち、計画期間終了の日までに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十二条第一項の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の二分の一を経過している住宅その他の住宅としての機能が相当程度低下している住宅として国土交通大臣が定めるものの戸数</p> <p><math>N_2</math> 地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）の戸数</p> <p><math>Ch</math> 公的賃貸住宅等の整備に要する一戸当たりの標準的な費用として国土交通大臣が定める額</p> <p><math>Cn</math> 地域住宅計画に基づき整備される公共公益施設（法第二条第二項に規定する公共公益施設をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該公共公益施設の規模及び単位規模当たりの標準的な整備費を基礎として、国土交通大臣が定める方法により算出した当該公共公益施設の</p>

2

(略)

整備に要する標準的な費用の額

2

(略)

整備に要する標準的な費用の額